

# 官製談合等の防止に向けた取組の体系図

## 規定の整備



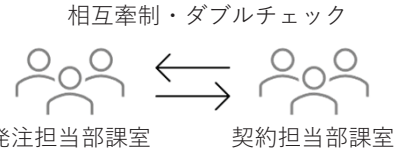
- ・ 入札等に関する情報のうち秘密として扱うべき情報の規定  
(第3の1(1)ウ、第4の2(1))
- ・ 事業者等の外部からの働きかけに対する報告の取組  
(第3の1(1)エ、第4の2(1))
- ・ 事業者等の外部との接触に関する留意点  
(第3の1(1)オ、第4の2(1))
- ・ 懲戒規定の整備  
(第3の1(1)カ、第4の2(1))

- ・ 発注・契約コンプライアスマニュアル (第3の1(1)ア、第4の2(1))
- ・ コンプライアスマニュアル (第3の1(1)イ、第4の2(1))

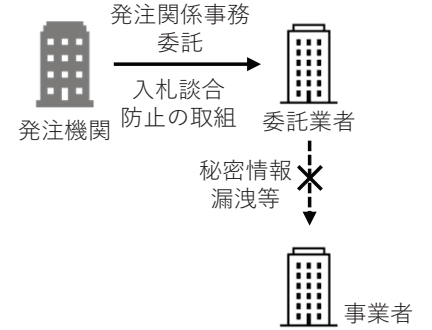
## 体制の整備等

### 官製談合等の未然防止

- ・ 人事上の配慮 (第3の1(2)ア、第4の2(2))
- ・ 発注担当部課室と契約担当部課室の組織上の分離  
(第3の1(2)イ、第4の2(2))



- ・ 退職者の再就職先の把握 (第3の1(4)ア、第4の2(4))
- ・ 発注関係事務の外部委託先への取組  
(第3の1(4)イ、第4の2(4))



- ・ コンプライアンス担当部課室の設置  
(第3の1(2)ウ、第4の2(2))
- ・ 発注担当職員以外の仕様書等の確認  
(第3の1(2)キ、第4の2(2))

### 官製談合等の早期発見

発注機関内部



監視・意見

発注機関外部



情報の連携

- ・ コンプライアンス監査 (第3の1(2)エ、第4の2(2))
- ・ 入札結果の情報を集約するなどの取組  
(第3の1(4)オ、第4の2(4))
- ・ 公益通報窓口 (第3の1(4)ウ、第4の2(4))

- ・ 入札や契約の適正化を図るための第三者機関の設置  
(第3の1(4)カ、第4の2(4))
- ・ 職員の入札談合等関与行為防止法違反等に関する情報収集 (第3の1(4)エ、第4の2(4))

## 周知啓発



入札談合等関与行為防止法等の研修  
(第3の1(3)ア、第4の2(3))



幹部職員等からのメッセージの発信  
(第3の1(3)イ、第4の2(3))

規定の運用・遵守

実現可能な規定の整備

規定の周知

規定の明確な整備

取組の定期的な評価とアップデート